

野木町集中改革プラン

平成 17 年度～平成 21 年度

平成 18 年 3 月

栃 木 県 野 木 町

【目 次】

1. 野木町「集中改革プラン」策定にあたって	-----	1
2. 町の経営（財政）状況と改革の必要性	-----	2
2.1 財政収支の概要	-----	2
2.2 今後の財政見通しと改革の必要性	-----	3
3. 集中改革プランの概要	-----	4
3.1 策定期間	-----	4
3.2 集中改革プランの構成	-----	4
3.3 集中改革プランの実践（PDCA マネジメントサイクル）	-----	6
4. 改革推進プログラム	-----	7
4.1 組織・機構改革及び事務・事業の再編	-----	7
4.2 指定管理者制度の活用及び民間委託等の推進	-----	9
4.3 定員管理の適正化、給与の適正化	-----	11
4.4 財政の健全化	-----	13
4.5 第三セクターの見直し	-----	15
4.6 地方公営企業の経営効率化	-----	15

1.野木町 集中改革プラン」策定にあたって

昨今の厳しい経済環境による税収の伸び悩みや、国の三位一体改革の推進などによる不透明な財政状況の中、本町においても、少子高齢化の進展、多様化する住民ニーズへの対応など多くの行政課題を抱えています。本町が将来にわたって持続的な発展を遂げ、今後とも自律的な行政経営を維持していくためには、組織・機構改革や定員の見直しなどによる組織効率の向上、事務・事業の見直しによる歳出の削減など、組織や事務・事業運営の全てにわたり、「最少の費用で最大の効果」をあげる取組を進めるなど不断の行政改革に取り組んでいく必要があります。

このような中、平成 17 年 3 月に、総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が通知され、新たな行政改革大綱の策定または見直し、及び平成 17 年度を起点とし、平成 21 年度までの具体的な行政改革推進の取組を明示した「集中改革プラン」を策定することと、平成 17 年度中にこれを公表することが示されました。

本「野木町集中改革プラン」は、総務省の指針に基づくとともに、「新野木 21 計画（後期基本計画）」（平成 18 年 3 月策定）に掲げる“まちづくり計画”を「最少の費用で最大の効果」により実践していくことを目的として、組織・機構改革及び事務事業の再編、指定管理者制度の活用及び民間委託等の推進、定員管理の適正化、給与の適正化、財政の健全化、第三セクターの見直し、地方公営企業の経営効率化、という 6 分野について、特に重点的に取り組むべき事項（改革推進項目）の内容や目標年度等を可能な限り示したものです。

2.町の経営(財政)状況と改革の必要性

2.1 財政収支の概要

(1) 各種財政指標の状況

本町は、経常一般財源の主なものである町税収入が安定しているため、財政力指数が増加傾向にあり、普通交付税は平成12年度をピークに激減している。このため、経常収支比率は急増している。

平成16年度の公債費比率は、減税補てん債の一括償還により突出している。

項目	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
財政力指数	0.733	0.744	0.778	0.812	0.844
経常収支比率(%)	76.9	78.6	79.4	81.5	91.9
実質収支比率(%)	10.7	11.5	11.8	12.8	13.1
公債費比率(%)	13.0	13.1	13.3	13.3	20.0
起債制限比率(%)	8.5	8.0	8.0	8.3	11.2

(2) 歳入の構造

町税収入は、他の地方公共団体に比べ安定しているが、近年の経済情勢を反映し減少している。また、普通交付税は三位一体の改革の影響もあり、平成12年度をピークに大幅減となっている。町債では、平成14年度から臨時財政対策債を起債しているため起債額が増加している。

(単位：千円)

項目		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
自主財源	町税	3,754,575	3,801,619	3,761,503	3,566,194	3,571,350
	負担金、使用料、手数料等	48,860	62,694	52,158	52,687	64,274
	繰入金	16,322	230,891	342,434	539,471	1,121,236
	財産収入、諸収入等	329,924	495,511	388,447	436,088	440,172
依存財源	地方譲与税、交付金等	714,730	706,856	577,448	598,965	671,289
	地方交付税	1,338,646	1,104,837	901,618	779,020	589,125
	国県支出金	339,847	444,267	358,866	531,460	659,383
	町債	168,400	53,700	431,200	585,900	484,000
歳入合計		6,711,304	6,900,375	6,813,675	7,089,785	7,600,829

(3) 歳出の構造

扶助費は、平成 15 年度から障害者関連の扶助費が国から町に事業主体が変更になり増加している。

公債費は、平成 16 年度に減税補てん債の一括償還を行ったため増加しているが、平成 17 年度以降大幅減となっている。

繰出金は、国保、老健及び下水道特別会計への繰出しが増加している。

(単位：千円)

項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人件費	1,584,676	1,565,916	1,519,003	1,527,449	1,552,180
物件費	817,605	840,668	878,284	861,852	1,054,170
補助費等	1,106,025	1,087,937	1,094,171	1,028,105	905,719
扶助費	130,274	160,352	179,127	333,083	404,012
公債費	817,116	824,418	837,020	847,233	1,133,021
特別会計等繰出金	544,028	624,570	621,431	717,440	751,730
普通建設事業費	737,548	1,012,050	816,130	677,424	1,055,952
その他	234,521	128,958	189,127	389,217	80,229
歳出合計	5,971,793	6,244,869	6,134,293	6,381,803	6,937,013

地方財政状況調査による。

2.2 今後の財政見通しと改革の必要性

前述のとおり本町の財政状況は、年々厳しさを増している中で、今後も税収減、あるいは国の三位一体改革などの動きによっては、さらに厳しい対応が求められることが想定されます。

また、財政力指数の上昇、地方交付税の大幅な減少が示すように、国では、本町を自立できる自治体とみなしている状況にあります。

このようなことから、若干でも余力のある今のうちに足腰の強い経営体質をつくりあげることが必要であり、本集中改革プランの改革推進項目を、全庁一丸となって取り組み、着実に実践していくことが求められます。

3. 集中改革プランの概要

3.1 策定期間

本「野木町集中改革プラン」の計画期間は、総務省指針に基づき、
平成17年度～平成21年度
の5ヵ年とします。

3.2 集中改革プランの構成

(1) 改革推進項目の構成

本「野木町集中改革プラン」では、計画期間中に実現すべき項目として「改革推進項目」を、6つの改革推進分野の中で、平成18年3月の策定時点で全38項目を掲げています。なお、この「改革推進項目」は各年度の計画の見直し(ローリング)の内容によっては、新たに必要となる項目の追加、あるいは削除(改革推進項目の中止)などを行い、常に「最少の費用で、最大の効果」をあげるための、最も適切な改革プログラムを示すものとしません。

【改革推進項目】

- 組織・機構改革及び事務・事業の再編〔9項目〕
 - 組織・機構改革の推進
 - 事務・事業等の見直し
 - 行政評価制度の導入
- 指定管理者制度の活用及び民間委託等の推進〔13項目〕
 - 指定管理者制度の活用
 - 民間委託等の推進
 - 地域協働の推進
- 定員管理の適正化、給与の適正化〔7項目〕
 - 定員管理の適正化
 - 給与の適正化及び人事制度の見直し
- 財政の健全化〔7項目〕
 - 税収確保等による財政健全化
 - 補助金等の整理・合理化
- 第三セクターの見直し
 - (財)野木町施設振興事業団の経営改善
- 地方公営企業の経営効率化
 - 水道、下水道料金及び農業集落排水使用料未集金対策の実施

(2) 改革推進項目の記述内容と見方

改革の基本推進分野 (大分類)であり 6分野を設定しています。

改革の中分類名であり 12分類を設定しています。

4.1 組織・機構改革及び事務・事業の再編

組織・機構改革の推進

改革方針：「新野木 21 計画（後期基本計画）」の基本構想、展開方向、重点施策などを達成し得る組織・機構のあり方を検討し、課・係の統廃合、事務分担の見直し等による組織・機構改革を実践し、組織のスリム化、効率的な運営を図ります。

改革推進項目	平成 21年度までの取組予定内容	目標年度				
		17年	18年	19年	20年	21年
事務分担の見直し	事務分担の見直しを行う。		検討	実施	→	
課・係の改編	課係の統廃合など組織・機構の見直し、改編を進める。		検討	実施		
総合窓口の設置の検討	組織・機構再編の一環として、ワンストップサービスによる住民サービスの充実を目指して、総合窓口組織の創設を検討する。		検討			

⋮

改革の中分類毎に基本的な改革方針、考え方などを記述しています。

改革中分類の中での改革推進項目 (全 38項目)が、端的な表現で記載しています。

当該改革推進項目の基本的な取組内容や、方法、目標などを示しています。

年度毎に実施する予定の改革推進事項を記載しています。記載例としては、

検討・・・改革の検討や調査・研究、協議などに着手すること示します。

実施・・・検討結果等に基づき、改革行動を実践し、具体的な成果をあげることを意味します。

矢印(→)は左欄(前年度)の実施内容が次年度以降にも継続される予定であることを示しています。

などとなっています。検討・実施を同年度に行う場合もあります。

なお、検討等の結果、実施を見合わせる場合も有り得ますので、年度毎に見直し、最新の状況を提示します。

3.3 集中改革プランの実践（PDCA マネジメントサイクル）

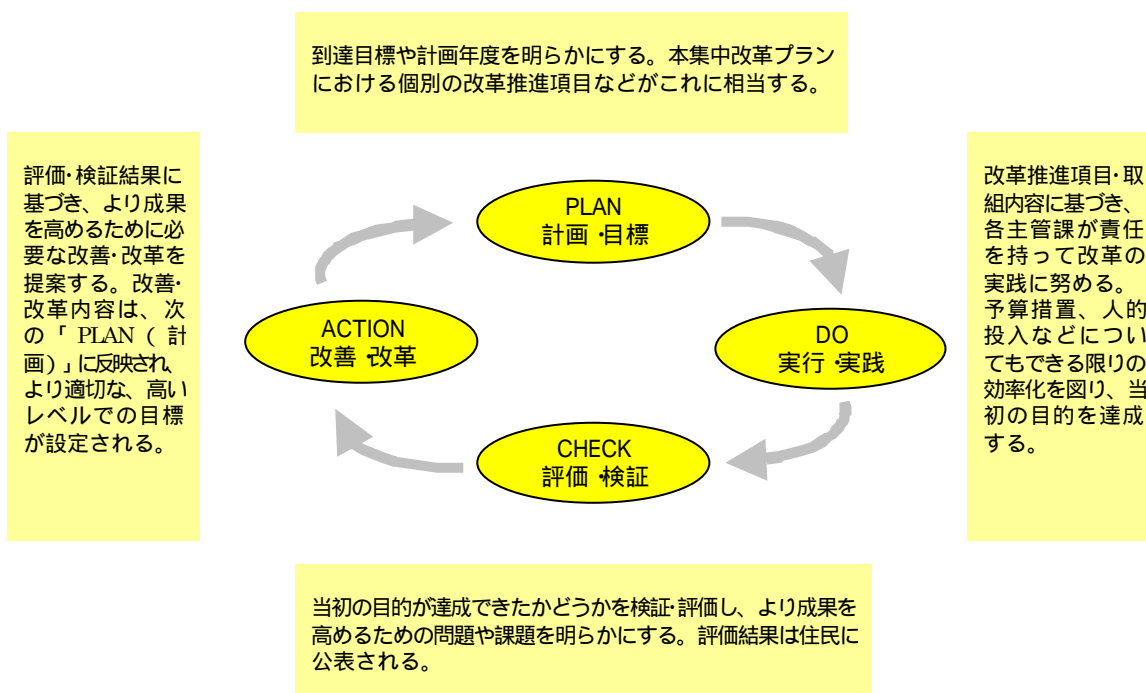
本「野木町集中改革プラン」で取上げられる「改革推進項目・取組内容」は、関係各課において、責任を持って実践していくとともに、その改革推進の状況を把握し、不断の見直し・改善を進めることで、より高い成果をあげられるように努めることを求めたものです。また、その取組の状況は、常に住民に公表できる状態にしておく必要があります。

この目的のため、行政運営の中で、行政評価システムなどを用いて、PDCA マネジメントサイクル(*)を着実に回していくものとします。

*PDCA マネジメントサイクル

業務管理の手法の一つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）という活動を順に実施し、最後の改善を次の計画（Plan）に結びつけ、らせん状（下図）に業務品質の維持・向上や、継続的な業務活動の改善などを推進していく手法。典型的なマネジメント手法として、経営活動の中に取り入れられている。

PDCA マネジメントサイクル



4 . 改革推進プログラム

4.1 組織・機構改革及び事務・事業の再編

組織・機構改革の推進

改革方針：「新野木 21 計画（後期基本計画）」の基本構想、展開方向、重点施策などを達成し得る組織・機構のあり方を検討し、課・係の統廃合、事務分担の見直し等による組織・機構改革を実践し、組織のスリム化、効率的な運営を図ります。

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
事務分担の見直し	事務分担の見直しを行う。		検討	実施	→	
課・係の改編	課係の統廃合など組織・機構の見直し、改編を進める。		検討	実施		
総合窓口の設置の検討	組織・機構再編の一環として、ワンストップサービスによる住民サービスの充実を目指して、総合窓口組織の創設を検討する。		検討			

事務・事業等の見直し

改革方針：事務・事業全般について、不断の総点検を行います。限られた資源を有効に活用し、最少の費用で最大の効果をあげるため、事務・事業の再編などの推進を課題として、事務・事業及びその運営を見直します。

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
各種団体の自立促進	現在、行政が行っている各種団体の事務局運営について、その必要性、効果を勘案しつつ、各種団体の自立促進し、行政の関与を縮小していく。			検討	実施	
事業のスクラップ & ビルドの実践	事務・事業評価（後述）などを活用し、事務・事業の不断の見直しを進め、特に不要・不急の事業のスクラップを進める。		検討 実施	→		

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
開庁時間延長の検討	住民サービスの向上のため、土曜・日曜の開庁、平日の窓口処理時間の延長を検討する。	試行	→			
業務の IT 化の促進	各種業務の IT 化を進め、業務の効率的運営を図る。各種申請、証明、施設利用時の省力化を推進する。	検討 実施	→			

行政評価制度の導入

改革方針：事務・事業の再編等を不断に実施するための仕組みとして、行政評価制度を構築・導入します。制度を活用して町の行政活動（事務・事業運営）の全てにおいて、計画から実行、評価、改善・改革の PDCA マネジメントサイクルを確立し、あわせて住民への公表、説明責任を果たします。

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
事務・事業評価制度の構築・導入	事務・事業評価制度の研究・検討、試行、実施に取り組み、PDCA サイクル確立、自己統制機能の強化を図る。		検討	→	実施	→
事務・事業評価結果の公表と説明責任の確保	事務・事業評価結果の分かりやすい公開に努める。					実施

4.2 指定管理者制度の活用及び民間委託等の推進

指定管理者制度の活用

改革方針：全ての公の施設に対して、原則として「指定管理者制度」を活用した管理運営を推進する。この目的のため、各施設等の管理のあり方についての検証を行い、行政としての関与の必要性、存続・廃止の判断、存続する場合の管理主体のあり方について検討を行います。

○指定管理者制度導入済み施設数（平成16年度末）

管 理 形 態	施 設 数
指定管理者制度導入済み施設数	0
直営施設数	38

改革推進項目	平成2年度までの取組予定内容	目標年度				
		17年	18年	19年	20年	21年
「健康センター」の指定管理者への管理移行	平成18年度から指定管理者制度を導入する。		実施			
「老人福祉センター」の指定管理者への管理移行	平成18年度から指定管理者制度を導入する。		実施			
「新橋児童館」「あかつか児童センター」の指定管理者への管理移行	平成18年度に公募を行い、指定管理者への移行を図る。		公募	実施		
「文化会館」の指定管理者への管理移行	平成18年度から指定管理者制度を導入する。		実施			
「野木町堆肥センター」の指定管理者への管理移行	平成18年度から指定管理者制度を導入する。		実施			
「野木町農産物加工施設」の指定管理者への管理移行	平成18年度から指定管理者制度を導入する。		実施			

民間委託等の推進

改革方針：事務・事業全般について、民間委託を推進する観点から総点検し、業務の民間委託を推進します。特に定型的業務、複数の組織にまたがる共通の事務等については、委託可能性の検討、コスト比較などを行うとともに、委託後の管理体制の整備を進め、適切な民間企業等への業務委託を図ります。

○業務委託実施済み施設（平成16年度末）

委託の種類	施設名
委託（全部）	野木町老人福祉センター、野木町健康センター、野木町堆肥センター、野木町農産物加工施設、野木町文化会館

改革推進項目	平成 21年度までの取組予定内容	目標年度				
		17年	18年	19年	20年	21年
学童保育事業の民間委託推進	現在 3 箇所中 1 箇所（新橋児童館）が直営となっているため、これを含めて全ての業務委託を推進する。		検討			
給食調理業務の民間委託推進	現在、単独調理場（中学校 2 校、小学校 2 校）で行っている給食調理業務を順次民間への委託とする。	実施	→			

地域協働の推進

改革方針：地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、住民や住民が参加する団体などの多様な主体が行政サービスの提供を行うおとする取組を積極的に支援し、当該団体への業務移管を推進します。

改革推進項目	平成 21年度までの取組予定内容	目標年度				
		17年	18年	19年	20年	21年
町政全般の積極的な行政サポーターの活用	行政サポーター制度の創設と、行政サポーターが適切に業務を担えるように業務マニュアル等を整備する			検討	→	
ボランティア団体等の育成・強化	ボランティア講座などの充実、団塊世代への働きかけ、高齢者の地域集会、座談会などによる地域の力を強化する。			検討	→	
地域防災、防犯対策の強化	地域防災、防犯対策に対する地域住民の協力体制の強化を図る。		検討 実施	→		
森林ボランティアの協力促進	森林ボランティアによる草刈などの業務について、有料化なども視野に入れて、さらなるボランティア活用を図る。	検討 実施	→			
各公園の管理	各公園の（一部）管理について、地域団体の協力による管理を更に進める。	実施	→			

4.3 定員管理の適正化、給与の適正化

定員管理の適正化

改革方針：団塊世代の大量退職時代を向かえ、組織の適正な規模の確保と機能の維持を図ることを目的として、定員適正化計画を策定し、同計画の着実な達成を図ります。本町においては、平成 28 年までに、現職員の約 40%である 86 名が退職予定です。特に、平成 23 年度から平成 28 年度までに 58 名が退職者予定であり、10 年間の退職者割合の 67%を超え、平成 23 年度以降に大幅に職員が減少となる予定です。よって、行政運営機能を維持するために、新規採用職員の育成期間も検討し、計画的に職員を補充し、行政運営機能を低下させないような取組を図りつつ、総定数のできる限りの削減を図ることを基本とし、10 年後を見据えた定員適正化計画を策定します。

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
定員適正化計画の策定	今後 10 年間の退職予定者、新規採用予定、年度ごとの職員数などを示した定員適正化計画を策定する	策定				

(定数目標値)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
目標職員数(4月1日現在)	201	199	201	200	199	201
当該年度退職予定者(a)	2	2	5	7	4	8
翌年度採用予定者(b)	0	4	4	6	6	6
年度毎の増減数(b-a)	2	2	1	1	2	2
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
目標職員数(4月1日現在)	199	194	193	186	180	178
当該年度退職予定者(a)	9	7	12	11	9	10
翌年度採用予定者(b)	4	6	5	5	7	-
年度毎の増減数(b-a)	5	1	7	6	2	-

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
専門職の確保、育成	業務の専門化に伴い、各課において必要とされる専門職を精査し、その確保、育成に努める。	実施	→			
臨時・嘱託職員の採用と活用	職員定数削減に伴う組織機能の低下をもたらさないよう、臨時職員、嘱託職員の活用のあり方を見直し、その適切な活用を促進する。	実施	→			

給与の適正化及び人事制度の見直し

改革方針：職員給与に関しては、国及び類似団体の給与水準、地域の民間企業給与水準等との均衡を図りつつ、給与の見直し、給与体系の整備、福利厚生事業の適正化を行います。また、人材の育成を主な目的として、人材育成基本方針の策定、人事評価制度の構築、導入などの人事諸制度を整備するなど、人事管理機能を強化します。

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
人事・給与制度の見直しと公表	職員給与については、類似団体の状況、人事院勧告等の状況などを踏まえ、その適正化のための必要な見直しを図るとともに、住民への理解を得るために適宜公表を行う。	実施	→			
職員の各種手当の見直し	職員の各種手当を見直し、時代に合わないもの、住民の理解が得がたいようなものについては、廃止を含めた適正化を進める。		検討 実施	→ →		
人材育成基本方針の策定と人材育成の充実	人材育成基本方針を策定、職員の総合的な育成、能力開発に取り組む。	策定	実施	→		
人事評価制度の導入	人事評価制度の構築、導入を図る。	策定	検討 試行	→ →	実施	→

4.4 財政の健全化

税収確保等による財政健全化

改革方針：地域経済の低迷や、国の三位一体改革の推進などにより、本町の税収などの歳入状況は極めて不透明な状況となっている一方で、義務的経費（扶助費等）などの歳出は増加しています。このため、税や使用料の徴収率向上、企業誘致など新たな税源創出などの歳入確保に取り組みます。

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
町有地の見直し	町有地などの町有財産を見直し、未利用資産の売却などによる財政構造の健全化を図る。		実施	→		
町税の増収策の検討	企業誘致を促進する手段として工業用地の拡大を検討し、法人町民税、固定資産税収入等の増収を見込む。					検討
町税の徴収率の向上	税負担の公平性の観点から、債権回収機構等への設立参加、未納者への督促、訪問を強化するなど、徴収率の向上に努める。	検討 実施	→			
広告収入の検討	広報誌等への広告掲載（スポンサー契約）を行い、広告料収入を得る。		検討	実施	→	
使用料、手数料の総合的見直し	使用料、手数料等を徴収している事務・事業についての総合的な見直しを図り、適切な料金設定による増収を図る。			検討	実施	→

補助金等の整理合理化

改革方針：財政の健全化に寄与する目的で、行政評価制度などを積極的に活用し、補助金等の見直しを行い、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方について、聖域を設けず検証し、削減・廃止を含めた整理・合理化を推進します。

改革推進項目	平成 21 年度までの取組予定内容	目標年度				
		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
団体補助金の総合的見直し	全ての団体補助金について、聖域なき見直しを図り、その必要性を判断した上で、廃止・削減を推進していく。	検討 実施	→			

4.5 第三セクターの見直し

第三セクターの見直し

改革方針：費用対効果を見極めながら、事務事業評価制度などを積極的に活用し、(財)野木町施設振興事業団の運営について、改善をしていきます。

○平成16年度までの職員数

区 分	平成6年度	平成12年度	平成16年度
職員数	13	19(12)	19(12)
町派遣職員数	4	5	3
合 計	17	24(12)	22(12)

* () の数値は、臨時職員数及び嘱託員数

改革推進項目	平成2年度までの取組予定内容	目標年度				
		17年	18年	19年	20年	21年
(財)野木町施設振興事業団の経営改善	運営等の見直しを含めた(仮称)経営改革プランの検討		検討			

4.6 地方公営企業の経営効率化

地方公営企業の経営効率化

改革方針：費用対効果を見極めながら、水道事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の経営効率化を推進します。

改革推進項目	平成21年度までの取組予定内容	目標年度				
		17年	18年	19年	20年	21年
水道、下水道料金及び農業集落排水使用料未集金対策の実施	嘱託員による未納者への督促、訪問未集金の回収に努める。	検討 実施	→			